福島県水素エネルギー普及拡大事業
（水素供給設備導入支援事業）
補助金募集要項

令和８年１１月１８日
福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金」については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金交付要綱、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金実施要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助交付申請を募集する。

１　事業概要

⑴ 補助対象事業

水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池自動車等に燃料を供給する水素供給設備を県内に導入する事業。

⑵ 補助対象経費と補助額

ア　補助対象経費

No.	経費の区分	概要
１	設計費	事業実施に必要な調査・測量、設計に要する費用
２	設備機器費	事業実施に必要な設備機器に要する費用 （受電設備、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー等）
３	工事費	事業実施に必要な工事等に要する費用 （据付工事、電気工事、試運転調整等）
４	諸経費	事業実施に要するその他経費 （現場管理経費、工事負担金等）

イ　補助率及び上限額

水素供給設備の規模	水素供給能力 （Ｎ㎥/h）	補助率	上限額
大規模	５００以上	補助対象経費の ４分の１以内	１．５億円
中規模	５０以上 ５００未満		１．０億円
小規模	50 未満		０．２億円

⑶ 補助対象者
民間法人

⑷ 補助の要件
ア　本県内において水素供給設備を整備すること。
イ　商用として運用する計画であること。
ウ　整備する水素供給設備について、国による補助金（経済産業省による「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん整備等導入促進補助金」の補助事業者が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」）の交付決定を受けていること。

⑸ 事業期間
交付決定日から令和９年２月２６日（金）まで

⑹ 事業の着手
事業の着手は交付決定日以降となります。

２　申請の方法

⑴ 提出書類
次の書類を提出してください。
ア　交付申請書（要綱様式第１号）
イ　事業計画書（要綱様式第１号の別紙１）
ウ　収支予算書（要綱様式第１号の別紙２）
エ　補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書
オ　補助事業者の直近２か年分の財務諸表等、財務状況が確認できるもの
カ　水素供給設備の仕様書及び計画図面
キ　水素供給設備の周辺地図及び現地写真
ク　水素供給設備の運用計画書（任意様式）
ケ　国による補助金の交付申請書類一式の写し
コ　国による補助金の交付決定の事実が分かる採択通知の写し（本申請時点で未決定の場合は決定後速やかに提出すること。）

⑵ 提出先及び提出方法
ア　提出先
〒９６０－８６７０　福島県福島市杉妻町２－１６
福島県企画調整部エネルギー課（担当：荒木）
イ　提出方法
郵送又は持参により提出してください。

⑶ 募集期間

令和８年１１月１８日（水）～令和８年１２月１日（火）１７時（必着）

※必要書類一式の提出があった場合、その都度審査及び交付決定を行います。

⑷ 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知します。

３　交付決定後の留意事項

⑴ 変更承認申請

事業内容又は事業に要する経費の配分変更がある場合、下記に記載する軽微な変更を除き、変更（中止・廃止）承認申請書（要綱様式第２号）を提出してください。

ア　補助対象経費の２０％以内の減額

イ　要綱別表１に掲げる補助対象経費の区分間における２０％以内の流用増減であるもの

ウ　補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外であって、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

⑵ 実績報告

事業完了後は速やかに完了報告書（要綱様式第５号）を提出するとともに、完了日から起算して３０日を経過した日、又は令和９年３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書（要綱様式第６号）を提出してください。

４　その他留意事項

○　補助事業の期間は、単年度を原則としますが、事業の工程上、単年度での事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発注経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度に渡る事業の申請を認めることとします。詳細は、実施要領をご確認ください。

○　募集期間中であっても、補助金の交付額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。